

立教大学サイクリスツ・ツーリング・クラブOB・OG会
ホームページ運用規則

第1条（目的）

立教大学サイクリスツ・ツーリング・クラブOB・OG会運営委員会（以下運営委員会という。）は、立教大学サイクリスツ・ツーリング・クラブOB・OG会ホームページ（以下本HPという。）を適切に運用するために本規則を定めます。

第2条（目的）

本HPの目的は次のとおりとします。

- (1) 立教大学サイクリスツ・ツーリング・クラブ（以下RCTCという。）のOB・OG及び現役クラブ員の動向のお知らせ及び相互の交流の場と機会の提供
- (2) RCTC及びRCTCOB・OG会の活動または、サイクリング全般に関する情報の提供

第3条（内容）

本HPに掲載する記事、写真、動画その他全てのコンテンツは、第2条に定める目的に沿ったものとします。

第4条（指針）

コンテンツの内容が次の各号の一つにでも該当する場合は掲載できません。

- (1) 社会的常識に照らして公序良俗に反しているもの
- (2) 個人や団体を誹謗中傷しているもの
- (3) 許可なく写真、氏名以外の個人情報を記載しているもの
- (4) 他人の所有する著作権を侵害しているもの
- (5) セールス等の商業活動を目的としているもの
- (6) 本名（実名）ではない、いわゆるハンドルネームを使用しているもの

第5条（運用管理者）

運営委員会は運用管理者を2人以上指名して本HPの適切な運用に必要な以下の事務を無償で委託します。

- (1) 本HPの更新事務
- (2) 投稿されたコンテンツの内容のチェック及び掲載事務
- (3) コンテンツの内容の訂正・修正及び削除事務

但し本規則の各条を判断の基準とし、投稿者から理由の開示を求められた場合には説明をします。

- (4) 本HP制作会社との交渉
- (5) その他前各号に準ずる事務

第6条（投 稿）

RCTCのOB・OG及び現役クラブ員は本規則に従って、本HPにコンテンツを投稿する事ができます。それ以外の者の投稿については本HPの運用管理者がコンテンツの内容等により可否を判断します。

第7条（費 用）

本HPの運用、維持管理にかかる費用は運営委員会の管理するRCTCOB・OG会計から支出します。

第8条（報 告）

運営委員会は本HPと運用状況の概略についてRCTCOB・OG会の年次総会にて報告します。

第9条（改 廃）

本規則の改廃は、運営委員会にて討議し決議します。

附 則

本規則は平成23年6月17日より実施します。

本規則は平成24年8月25日より改定実施します。